

保険利用～自己負担0円で修理します～これって本当？

これからの時期、台風や大雨などで樋や屋根が壊れ雨漏りなどの被害にあったり、去年の大雪などで家を修理しなくてはならないとお考えの方もいらっしゃるのではないでしょうか。しかし、県内の消費生活相談窓口には火災保険を利用して無料で修理できると勧誘され契約したが不審などといった相談が近年急増しています。

事例 1

リフォーム会社の社員が突然やってきて、火災保険を使って屋根、塗装の改修ができると言われ契約したが、2か月後に壁が崩れるなどずさんな工事であった。きちんと工事を完了するよう催促したが言い訳ばかりして一向に応じない。
(54歳 女)

事例 2

自宅に訪問してきた業者から「台風被害として保険金を使い自己負担ゼロで屋根を修理できる」と言われた。火災保険申請代理書にサインするよう言われ、その後保険金が口座に振り込まれた。
しかし、リフォーム会社が工事見積もりを出さず電話しても連絡が取れなかったため別会社に工事を依頼すると「約束違反だ。裁判を起こす」と脅してきた。保険会社に確認すると工事会社の選択は自由と言われた (55歳 男)

事例 3

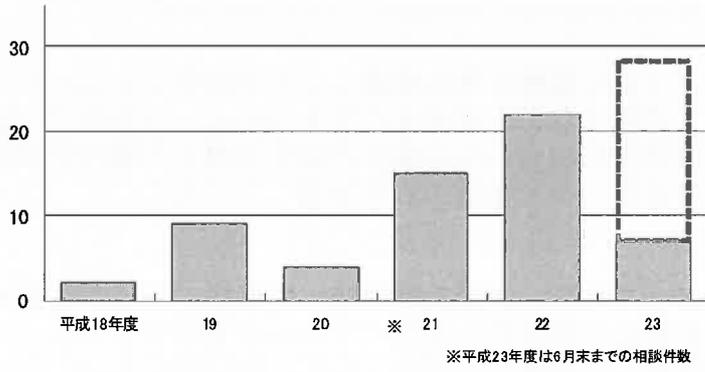
訪問してきた業者から「大雪が原因と言えば、火災保険を利用して無料で雨樋修理ができる」と勧誘を受けたが、この地域で大雪被害など聞いたことがなく、保険会社をだますような事業者は不審。(50歳 女)

アドバイス

- ・ 保険金の査定は保険会社が行うため事業者が出した見積額すべてが保険対象と認定されるかどうかは査定を受けてみないとわかりません。
- ・ しかし、寄せられた相談の中には、自己負担ゼロと言われたが実際には給付対象外の工事まで見積りに含まれていて高額な追加代金を請求されたというものもあります。また、個人情報外部へ漏れて次々と業者が訪問してきた、故意に屋根を壊され余計な工事が発生したなどという二次被害にもつながりかねません。
- ・ 加えて、劣化による損傷を自然災害だと偽って保険金請求をした場合は保険会社から詐欺だと訴えられることも考えられます。
- ・ 勧誘を受けてもその場で契約することなく、本当に保険対象になるのか、給付金はいくらかなど保険会社によく確認の上、何社か見積もりをとって信用できる業者に工事を依頼することが大切です。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

火災保険を利用したリフォーム工事に関する県内の年度別相談件数



H 2 3 . 8 . 2 3 岐阜新聞掲載